


所管部課	市民部 地域振興課	部長	市民部長 田村 美砂		
件名	東大和市民会館条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市民会館条例施行規則			
	部課機関	社会教育課			
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年4月1日付け組織改正により、市民会館に係る事務が市長部局から教育委員会に移管されることに伴い、東大和市民会館条例の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 事務の移管に対応するため、第3条ただし書及び第14条ただし書を除き、事務の主体を「市長」から「教育委員会」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本改正により、教育委員会による円滑な市民会館運営を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課にて事前審査済み。 ・令和4年1月25日 令和4年第1回東大和市教育委員会定例会において「東大和市民会館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について」について、議決済み。 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>条例改正後、現行の東大和市民会館条例施行規則を廃止し、教育委員会による同条例同施行規則を新設する。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。